

社会福祉法人 立山町社会福祉協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、本町社会福祉事業に功労のあった者を表彰し、その功を讃え、労をねぎらい、もって福祉事業の振興発展に資することを目的とする。

(顕 彰)

第2条 表彰は、つぎの各号の一に該当する者に対してこれを行う。

- (1) 社会福祉施設及び団体役員としてその団体活動の指導育成について尽くされた功労顕著である者
- (2) 本町民生児童委員として、その活動に功労顕著である者
- (3) 社会福祉に関する機能が十分に発揮されかつ総合的諸活動が優良である社会福祉団体並びにその他の団体
- (4) その他福祉事業に対し、寄与貢献するところ大で他の模範である者、または、特別な協力・助成を行いその功績顕著である者

(表 彰)

第3条 表彰は、立山町社会福祉大会その他顕彰する適当な機会において行うものとする。

(方 法)

第4条 表彰は、表彰状または感謝状を付与する、なお記念品を添えることができる。

(選 考)

第5条 表彰は、各福祉団体から推薦した者につき、立山町社会福祉協議会役員会において選考する。

附 則

1. この規程は、平成8年10月1日より施行する。

1. 社会福祉法人 立山町社会福祉協議会表彰規程（昭和48年4月12日施行）は廃止する。